

再公示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定であった公示済み案件のうち、再公示が必要となった案件について、再公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてにお願いいたします。

2013年4月1日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成22・23・24年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

(1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者心札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

再公示：次の案件については、12月19日に公示しましたが、契約交渉相手方を選定できなかったため再公示いたしません。なお、2013年1月1日以降の公示となりますので、新積算基準を導入します。

番号：再公示 1 国名：東南アジア地域 担当：東南アジア・大洋州部
案件名：ASEAN2025に係る情報収集・確認調査

1 契約予定期間：2013年6月上旬～2014年3月下旬

2 参加要件

ASEAN地域における経済・産業等の調査業務経験、または地域統合に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の契約プロセス（予定）

業務指示書等配布：2013年4月17日から2013年4月19日まで

（配布期間が遅れる場合は、HPにて告知します。）

JICA本部1F調達部受付（10：00～17：00（12：30～13：30は除く））にて、

業務指示書等受領書をもって配布

プロポーザル提出：2013年5月8日

（プロポーザル提出期限は変更される可能性がありますので、業務指示書をご確認下さい。）

選定結果通知：5月中旬

契約交渉：5月中旬～5月下旬

5 業務の目的

東南アジアの将来の姿については、ADBのAsia2050、ERIAのアジア総合開発計画（CADP）等、既に多くの機関が様々な角度から分析を行っている。

東南アジア各国は、世界経済が停滞する中、旺盛な経済成長のさなかにあるが、一方で、人口増加、都市化、雇用、格差、高齢化等、将来、様々な課題が発生することが予想される。また2015年のASEAN統合に向け、ASEAN経済共同体（AEC）の形成や、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）に係る協議が進められている。

本調査では、AECの全体像を整理した上で、今後のASEANを巡る変化を分析し、2015年のAEC設立を踏まえた2025年のASEANの姿を予測するとともに、今後発生しうる課題を洗い出し、JICA等のドナーが実施すべき諸施策をまとめることを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務の範囲

対象地域：ASEAN10カ国（ブルネイ国、カンボジア国、フィリピン国、インドネシア国、ラオス国、マレーシア国、ミャンマー国、シンガポール国、タイ国、ベトナム国）

(2) 業務内容

調査プロセスの流れを以下に記載するが、調査手法については、これによらず提案することも可とする。

調査プロセス

(ア) ASEAN等で締結された合意文書などの文献調査を行い、2015年を目標としているAEC設立時の制度・枠組みの全体像（関税率、交通円滑化政策等）について、現状の進捗と比較しつつ整理する。例えば、AECブループリントに記載されている主要な内容を掘り下げて、マトリックス作成やマッピングを行う。

具体的なまとめ方はプロポーザルで提案のこと。

(イ) 主要セクターの将来的な状況変化に係る先行研究について文献調査を実施し、(ア)を踏まえて、AEC設立後10年経過したASEANの姿について、セクターごとに3つのシナリオ（「楽観的」、「現実的」、「悲観的」）を作成する。可能な限り、各国の開発計画なども参考にする。

主要セクター：マクロ経済、産業構造、貿易投資、資源（食糧、エネルギー等）、人口動態（高齢化、死亡率等）、労働環境（雇用、教育等）など。

(ウ) (イ)で作成されたセクターごとのシナリオを統合して、ASEANの最も現実的な将来像（AEC実現後10年後の姿）を予測する。全体として統一のとれたもの、かつAECの内容が反映されたものとなるよう留意する。調査手法として、例えば、(イ)の結果を活用してマクロ指標も含めデルファイ法による予測方法や、経済分析モデルによりマクロ指標を予測の後、(イ)の結果も活用して各セクターについて分析する方法などを想定。

(エ) (ウ)で予測された将来像に対して、ASEANとして取り組むべき課題を抽出し、JICA等の他のドナーが実施すべき諸施策をまとめる。

(オ) 有識者等に意見を求めて、妥当性の確認・助言を得る。また、その結果を調査及び報告書に反映させる。

(カ) シンポジウムを開催し（日本、インドネシア各1回）、調査の途中経過を発表し、重要なコメントを最終報

告書に反映させる。

(3) 留意事項

分析にあたっては、次の点に留意する。

- (ア) 経済、産業、貿易、エネルギー、食料等、多くの課題については、世界全体で相互依存関係が浸透し相互に影響を及ぼしうるため、分析にあたっては、日、米、中、印、EU等、大きな影響を及ぼしうる主要域外国・地域の動向も勘案した分析を行うこと。
- (イ) Asia2050をはじめ、既存の調査・分析結果については、有益と思われるものは活用して差支えない。

7 成果品等

- (1) インセプションレポート (2013年 6月中旬)
- (2) インテリムレポートレポート1 (2013年 9月上旬)
- (3) インテリムレポートレポート2 (2013年10月下旬)
- (4) ドラフトファイナルレポート (2013年12月中旬)
- (5) ファイナルレポート (2014年 1月下旬)
- (6) プレゼンテーション資料 (2013年11月中旬)

8 主要な分野

- (1) 総括/マクロ経済 (評価対象予定者)
- (2) 産業構造・貿易投資・ASEAN経済統合(1) (評価対象予定者)
- (3) 食糧・人口動態
- (4) エネルギー
- (5) ASEAN経済統合(2)
- (6) 業務調整/労働環境

9 特記事項

- (1) 共同企業体の結成を認める。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合があります。